

# 池田市地域防災計画（令和元年度修正）案

（主要改正事項のみ）

## 新 旧 対 照 表

令和 2 年 1 月 2 8 日

池 田 市 防 災 会 議



池田市地域防災計画 新旧対照表 〈令和元年度修正〉

現 行	修 正	備 考
<p>める。さらに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。</p> <p><b>(2) 市 民</b>  <u>自らの安全は自ら守ることが防災の基本であるとの自覚を持ち、平常時より生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加等、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者・避難行動要支援者への援助、避難所の自主的運営のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めることとする。</u></p> <p><b>(3) 事業者</b>  <u>事業者は、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献）を認識し、各事業者において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど企業防災の推進に努めることとする。特に、被害</u></p>	<p><u>に住民の自発的な防災活動の促進等、地域防災力の充実強化に向けて、市の有する全ての機能を十分に発揮するように努める。さらに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。</u></p> <p><b>(2) 市 民</b>  <u>住民は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には「自らの命は自らが守る」という意識で行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。</u></p> <p><b>ア 災害等の知識の習得</b>  <u>① 防災訓練や防災講習等への参加</u>  <u>② 地域の地形、危険場所等の確認</u>  <u>③ 過去の災害から得られた教訓の伝承</u></p> <p><b>イ 災害への備え</b>  <u>① 家屋の耐震化、家具等の転倒・落下防止</u>  <u>② 避難場所、避難経路の確認</u>  <u>③ 家族との安否確認方法の確認</u>  <u>④ 最低3日分、できれば1週間分の生活必需品等の備蓄</u>  <u>⑤ 災害時に必要な情報の入手方法の確認</u></p> <p><b>ウ 地域防災活動への協力等</b>  <u>① 地域の防災活動等への積極的な参加</u>  <u>② 初期消火、救出救護活動への協力</u>  <u>③ 避難行動要支援者への支援</u>  <u>④ 地域住民による避難所の自主的運営</u>  <u>⑤ 国、府、市町村が実施する防災・減災対策への協力第3節 市及び市民、事業者の基本的責務</u></p> <p><b>(3) 事業者</b>  <u>事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努めなければならない。特に、被害想定区域内に所在する要配慮者利用施設、地下街、大規模工場等の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する避難確保計画、浸水防止計画</u></p>	

池田市地域防災計画 新旧対照表 <令和元年度修正>

現 行	修 正	備 考
<p><u>想定区域内に所在する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する避難確保計画を作成するとともに、避難訓練等を実施して、利用者の安全を確保しなければならない。</u></p> <p><u>また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第8節 災害に対するビジョン</b></p> <p>地震、台風、集中豪雨といった災害の誘因となる自然現象を制御することは不可能であることから、災害時には命を守り・つなぐとともに、被害を最小化し、行政機能や経済活動機能の維持を図り、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方にに基づき、災害の規模に影響する地形、居住環境等の自然的、社会的な災害素因を把握し、広く地域の危険性を共有することにより、災害の予防、応急、復旧・復興の各段階において官民一体となった危機管理体制の確立を</p>	<p><u>を作成するとともに、避難訓練等を実施して、利用者の安全を確保しなければならない。</u></p> <p><u>また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するよう努めなければならない。</u></p> <p><b>ア 災害等の知識の習得</b></p> <p>① <u>従業員に対する防災教育、防災訓練の実施</u></p> <p>② <u>地域の地形、危険場所等の確認</u></p> <p><b>イ 災害への備え</b></p> <p>① <u>事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備</u></p> <p>② <u>事業所の耐震化、設備等の転倒・落下防止</u></p> <p>③ <u>避難場所、避難経路の確認</u></p> <p>④ <u>従業員及び利用者等の安全確保</u></p> <p>⑤ <u>従業員の安否確認方法の確認</u></p> <p>⑥ <u>最低3日分の生活必需品等の備蓄</u></p> <p><b>ウ 出勤及び帰宅困難者への対応</b></p> <p>① <u>発災時のむやみな移動開始の抑制</u></p> <p>② <u>出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力</u></p> <p>③ <u>外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄</u></p> <p><b>エ 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認</b></p> <p><b>オ 地域防災活動への協力等</b></p> <p>① <u>地域の防災活動等への積極的な協力・参画</u></p> <p>② <u>初期消火、救出救護活動への協力</u></p> <p>③ <u>国、府、市町村が実施する防災・減災対策への協力</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第8節 災害に対するビジョン</b></p> <p>地震、台風、集中豪雨といった災害の誘因となる自然現象を制御することは不可能であることから、災害時には命を守り・つなぐとともに、被害を最小化し、行政機能や経済活動機能の維持を図り、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方にに基づき、災害の規模に影響する地形、居住環境等の自然的、社会的な災害素因を把握し、広く地域の危険性を共有することにより、災害の予防、応急、復旧・復興の各段階において官民一体となった危機管理体制の確立を</p>	<p>視点③ 防災対策の 不 断の強化、I C Tの活用を ビ ジ ョ ンとして 追 記</p>

池田市地域防災計画 新旧対照表 (令和元年度修正)

現 行	修 正	備 考																																														
<p>図る。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2編 災害予防計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 防災体制の整備</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 組織体制の整備</b></p> <p><b>2 市の動員配備体制の整備</b>                      災害時の組織体制は、「池田市災害対策用組織編成名簿」によるものとする。</p> <p>(1) 職員の配備基準</p> <table border="1" data-bbox="91 679 974 1134"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">配備時期</th> <th rowspan="2">参集要員</th> </tr> <tr> <th></th> <th>風水害</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒準備体制</td> <td></td> <td>気象注意報が発表された以降、必要と判断されるとき</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1号配備</td> <td></td> <td>市長が必要と認めたとき</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2号配備</td> <td></td> <td>災害対策本部が設置されたとき</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p><b>7 罹災証明書の発行体制の整備</b>                      災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成 <u>→スキルアップ</u>、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備</p>	区分	配備時期			参集要員		風水害		警戒準備体制		気象注意報が発表された以降、必要と判断されるとき			1号配備		市長が必要と認めたとき			2号配備		災害対策本部が設置されたとき			<p>図る。<u>この際、災害後の振り返りや教訓分析、危機管理に関する最新の調査研究、情報通信技術等の技術革新を市の防災対策に反映し、実効性の向上に努める。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第2編 災害予防計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 防災体制の整備</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 組織体制の整備</b></p> <p><b>2 市の動員配備体制の整備</b>                      災害時の組織体制は、「池田市災害対策用組織編成名簿」によるものとする。</p> <p>(1) 職員の配備基準</p> <table border="1" data-bbox="1032 692 1937 1134"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">配備時期</th> <th rowspan="2">参集要員</th> </tr> <tr> <th></th> <th>風水害</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒準備体制</td> <td></td> <td><u>警戒レベル2</u>が発表された以降、必要と判断されるとき</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1号配備</td> <td></td> <td>市長が必要と認めたとき</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2号配備</td> <td></td> <td>災害対策本部が設置されたとき</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p><b>7 罹災証明書の発行体制の整備</b>                      災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、<u>罹災証明発行業務のシステム化</u>、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</p>	区分	配備時期			参集要員		風水害		警戒準備体制		<u>警戒レベル2</u> が発表された以降、必要と判断されるとき			1号配備		市長が必要と認めたとき			2号配備		災害対策本部が設置されたとき			<p>視点① 国計画に整合</p> <p>視点③ 国・府計画に整合</p>
区分		配備時期				参集要員																																										
		風水害																																														
警戒準備体制		気象注意報が発表された以降、必要と判断されるとき																																														
1号配備		市長が必要と認めたとき																																														
2号配備		災害対策本部が設置されたとき																																														
区分	配備時期			参集要員																																												
		風水害																																														
警戒準備体制		<u>警戒レベル2</u> が発表された以降、必要と判断されるとき																																														
1号配備		市長が必要と認めたとき																																														
2号配備		災害対策本部が設置されたとき																																														

池田市地域防災計画 新旧対照表 <令和元年度修正>

現 行	修 正	備 考
<p>備に努める。</p> <p><u>この際、罹災証明書の交付が遅滞なく行われ、迅速・効率的な被災者生活再建支援ができるよう、罹災証明書の発行、被災者台帳作成のためのシステムを有効に活用し、災害時の家屋被害認定の迅速化を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 情報収集体制の整備</b></p> <p><b>2 情報収集伝達体制の強化</b></p> <p>市をはじめ防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、<u>様々な環境下にある住民や職員に対し、警報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（同報系無線、戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、Lアラート（災害情報共有システム）、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、携帯電話（エリア・緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>また、住家被害の調査や罹災証明書の担当部局と応急危険度判定部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるように努めるものとする。</u></p> <p><u>さらに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い等について、被災者に明確に説明するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 情報収集体制の整備</b></p> <p><b>2 情報収集伝達体制の強化</b></p> <p>市及び防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、<u>次に示す手段を活用し、伝達手段の多重化・多様化を図り、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める等、情報収集伝達体制の強化を進める、</u></p> <p><u>ア 防災行政無線（同報系無線、戸別受信機を含む。）</u></p> <p><u>イ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）</u></p> <p><u>ウ テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）</u></p> <p><u>エ Lアラート（災害情報共有システム）</u></p> <p><u>オ ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール</u></p> <p><u>カ ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）</u></p> <p><u>キ 携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）</u></p> <p><u>ク ワンセグ、フルセグ</u></p> <p><u>など</u></p> <p>(略)</p>	<p>視点③ 国・府計画に整合</p>

池田市地域防災計画 新旧対照表 〈令和元年度修正〉

現 行	修 正	備 考
<p style="text-align: center;"><b>第 6 節 避難体制の整備</b></p> <p><b>5 避難誘導體制の整備</b></p> <p>(1) 市</p> <p>イ 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の避難情報について、河川管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や、判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 8 節 緊急物資確保体制の整備</b></p> <p><b>2 食料・生活必需品の確保</b></p> <p>(1) 市</p> <p>(記載なし)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 11 節 避難行動要支援者支援体制の整備</b></p> <p><b>1 避難行動要支援者等に対する支援体制整備</b></p> <p>(記載なし)</p> <p><b>3 福祉避難所の指定</b></p> <p>市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、<u>要配慮者が相談や介護・医療的ケアなどの必要な生活支援が受</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第 6 節 避難体制の整備</b></p> <p><b>5 避難誘導體制の整備</b></p> <p>(1) 市</p> <p>イ <u>災害発生情報</u>、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の避難情報について、河川管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や、判断基準、伝達方法、<u>警戒レベルに対応した避難行動</u>や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。</p> <p><u>また、「池田市防災マイタイムライン」を作成し、常に携帯し、避難の際に軽易に確認できる態勢を整備する。</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 8 節 緊急物資確保体制の整備</b></p> <p><b>2 食料・生活必需品の確保</b></p> <p>(1) 市</p> <p><u>ウ 池田市防災備蓄倉庫の運用体制の整備</u></p> <p><u>災害発生時に市民に供給する緊急物資の備蓄、受入れ、配分等を円滑にするため、池田市防災備蓄倉庫の運用体制を整備する。</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 11 節 避難行動要支援者支援体制の整備</b></p> <p><b>1 避難行動要支援者等に対する支援体制整備</b></p> <p><u>(7) 大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWA T）との連携</u></p> <p><u>市は、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合に、災害時要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWA T）の派遣体制整備について府と連携する。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>3 福祉避難所の指定</b></p> <p>市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、<u>指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要</u></p>	<p>視点① 国・府計画に整合</p> <p>視点⑥ 市の新規事業</p> <p>視点⑥ 防災備蓄倉庫の運用開始</p> <p>視点⑤ 府計画に整合</p> <p>視点③ 国・府計画に整合</p>

池田市地域防災計画 新旧対照表 〈令和元年度修正〉

現 行	修 正	備 考
<p><u>けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所の指定をする</u>とともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。 福祉避難所：保健福祉総合センター、中央公民館</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 地域防災力の向上</b> <b>第1節 防災意識の高揚</b></p> <p>防災関係機関と連携して、防災知識の普及啓発、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修の実施など、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。 これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。</p> <p><b>1 防災知識の普及啓発</b></p> <p>(1) 普及啓発の内容 <u>市民が平常時より災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう防災知識の普及及び啓発を図る。</u></p> <p><b>ア 災害の知識</b></p>	<p><u>配慮者のため、福祉避難所を指定する。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所として指定する</u>とともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。 福祉避難所：保健福祉総合センター、中央公民館</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 地域防災力の向上</b> <b>第1節 防災意識の高揚</b></p> <p>防災関係機関と連携して、防災知識の普及啓発、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修の実施など、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。 これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。 <u>また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の高揚を図る。</u></p> <p><b>1 防災知識の普及啓発</b></p> <p><u>市は、災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティーにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図る。</u> <u>また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。</u></p> <p>(1) 普及啓発の内容</p> <p><b>ア 災害等の知識</b></p>	<p>視点① 国・府計画に整合</p>



池田市地域防災計画 新旧対照表 〈令和元年度修正〉

現 行	修 正	備 考
<p>(ア) <u>大規模地震</u>の連続発生や<u>各種災害の複合的発生等</u>様々な災害の態様や危険性</p> <p>(イ) 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置</p> <p>(ウ) 地域の<u>危険場所と避難場所</u></p> <p>(エ) 過去の災害から得られた教訓の伝承</p> <p>(オ) 地域社会への貢献</p> <p>(カ) 応急対応、復旧・復興に関する知識</p> <p><b>イ 災害への備え</b></p> <p>(ア) 最低3日間できれば1週間分以上の飲料水、食料及び、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の生活物資の備蓄</p> <p>(イ) 非常持ち出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備</p> <p>(ウ) 家具、什器類の固定や家屋・塀・擁壁等の<u>安全対策(負傷防止、安全確保のため)</u></p> <p><u>(エ) 防災訓練など防災活動への参加</u></p> <p>(オ) <u>避難場所・避難所、避難経路、家族との連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取決めなど)の確認</u></p> <p>(カ) 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性</p> <p>(キ) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備</p> <p>(ク) 地震保険・共済、火災保険・共済等の<u>生活再建に向けた事前の供え</u></p> <p>(ケ) <u>警報等発表時や避難情報の発令時</u>にとるべき行動</p> <p>(コ) 様々な条件下で<u>災害が発生した場合</u>にとるべき行動、避難場所や避難所での行動</p> <p><b>ウ 災害時の行動</b></p> <p>(ア) 身の安全の確保方法</p> <p>(イ) 情報の入手方法と<u>気象予警報や避難情報等の意味の理解</u></p> <p><u>(ウ) 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項</u></p> <p><u>(エ) 避難行動要支援者への支援</u></p>	<p>(ア) <u>規模の大きな地震</u>の連続発生や<u>各災害の複合的に発生する可能性もあること等</u>、様々な災害の態様や危険性</p> <p>(イ) 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置</p> <p>(ウ) 地域の<u>地形、危険場所</u></p> <p>(エ) 過去の災害から得られた教訓の伝承</p> <p>(オ) 地域社会への貢献</p> <p>(カ) 応急対応、復旧・復興に関する知識</p> <p><b>イ 災害への備え</b></p> <p>(ア) 最低3日間できれば1週間分以上の飲料水、食料及び、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の生活物資の備蓄</p> <p>(イ) 非常持ち出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備</p> <p><u>(ウ) 飼い主による家庭動物との動向避難や指定避難所での飼養についての準備</u></p> <p><u>(エ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、什器類の固定や家屋・塀・擁壁の予防・安全対策</u></p> <p>(オ) <u>指定緊急避難場所・避難路・指定避難所(コンクリート屋内退避所を含む。)</u>、家族との連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取り決め等)の確認</p> <p>(カ) 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性</p> <p><u>(キ) 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練等への参加</u></p> <p>(ク) 地震保険・共済、火災保険・共済等の<u>加入の必要性</u></p> <p>(ケ) <u>警戒レベルを用いた避難勧告等の発令時</u>にとるべき行動</p> <p>(コ) 様々な条件下(<u>家屋内、路上、自動車運転中等</u>)で<u>災害発生時</u>にとるべき行動、避難場所や<u>指定避難所</u>での行動</p> <p><b>ウ 災害時の行動</b></p> <p>(ア) 身の安全の確保方法</p> <p>(イ) 情報の入手方法</p> <p><u>(ウ) 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベルの理解</u></p> <p><u>(エ) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動</u></p> <p><u>(オ) 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項</u></p> <p><u>(カ) 避難行動要支援者への支援</u></p>	

池田市地域防災計画 新旧対照表 (令和元年度修正)

現 行	修 正	備 考
<p>(オ) 初期消火、救出救護活動                      (カ) 心肺蘇生法、応急手当の方法                      (キ) 避難生活に関する知識                      (ク) 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加                      (ケ) 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力                      (コ) 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力</p> <p>(2) 普及啓発の方法                      ア 防災パンフレット、洪水ハザードマップ等を作成、活用とともに、広報誌及びテレビ、ラジオ等マスメディアを利用した普及啓発を実施する。啓発コンテンツの作成にあたっては、<u>過去に発生した大規模災害等の教訓</u>や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映する。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>2 防災教育</p> <p>(1) <u>学校(園)</u>                      学校(園)は、児童・生徒・園児の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、<u>日頃から、避難訓練等を実施し</u>、それぞれの発達段階に応じた防災教育を行う。</p> <p>ア 教育の内容  <u>(7) 身体的安全確保の方法、避難場所、避難方法、家族・学校(園)との連絡方法</u></p>	<p>(キ) 初期消火、救出救護活動                      (ク) 心肺蘇生法、応急手当の方法                      (ケ) 避難生活に関する知識                      (コ) 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加                      (サ) 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力                      (シ) 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力</p> <p>(2) 普及啓発の方法                      ア 防災パンフレット、洪水ハザードマップ等を作成、活用とともに、広報誌及びテレビ、ラジオ等<u>の</u>マスメディア、<u>ホームページ(インターネット)</u>を活用した普及啓発を実施する。啓発コンテンツの作成にあたっては、<u>東日本大震災、平成28年熊本地震等の教訓</u>や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映する<u>とともに、視覚障がい者・聴覚障がい者や外国人等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>ウ 市民一人ひとりが、災害時の行動を自ら考え、記録し、携帯できるよう「池田市防災マイタイムライン」を作成し普及する。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 防災教育</p> <p>(1) <u>学校等における防災教育</u>  <u>防災意識を高め、それを次世代に着実に継承していくためには、学校等における防災教育が重要である。</u>学校(園)は、児童・生徒・園児の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、それぞれの発達段階に応じた防災教育を行う。  <u>また、水害・土砂災害のリスクがある学校等においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。</u></p> <p>ア 教育の内容  <u>(7) 気象、地形、地震、津波についての正しい知識</u>  <u>(イ) 防災情報の正しい知識</u></p>	<p>視点③                      国・府の計画に整合</p> <p>視点⑥                      市の新規事業</p> <p>視点①                      国・府計画に整合</p>

池田市地域防災計画 新旧対照表 <令和元年度修正>

現 行	修 正	備 考
<p>(イ) <u>災害、気象予警報、避難情報等についての知識</u></p> <p>(ウ) ボランティアについての知識、地域社会の一員としての自覚の育成</p> <p><b>イ 教育の方法</b></p> <p>(ア) 防災週間等を利用した訓練の実施</p> <p>(イ) 教育用防災副読本、ビデオの活用</p> <p>(ウ) 各教科、道徳、特別活動を利用した防災教育の推進</p> <p>(エ) 防災教育啓発施設の利用、<u>防災関係機関との連携</u></p> <p>(オ) 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用</p> <p>(カ) 自主防災組織、ボランティア等との連携</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 ボランティア活動環境の整備</b></p> <p>(記載なし)</p> <p style="text-align: center;"><b>第4節 企業防災の推進</b></p> <p><b>2 市及び府</b></p> <p>市及び府は、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等とも協力し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行うほか、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。</p> <p>(略)</p>	<p>(ウ) <u>気象警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味</u></p> <p>(エ) <u>身の安全の確保方法、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、避難方法、家族・学校(園)との連絡方法</u></p> <p>(オ) <u>災害等についての知識</u></p> <p>(カ) ボランティアについての知識、地域社会の一員としての自覚の育成</p> <p><b>イ 教育の方法</b></p> <p>(ア) 防災週間等を利用した訓練の実施</p> <p>(イ) 教育用防災副読本、ビデオの活用</p> <p>(ウ) 各教科、道徳、特別活動を利用した防災教育の推進</p> <p>(エ) 防災教育啓発施設の利用</p> <p>(オ) <u>防災関係機関との連携</u></p> <p>(カ) 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用</p> <p>(キ) 自主防災組織、ボランティア等との連携</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 ボランティア活動環境の整備</b></p> <p><b>5 情報共有会議の整備・強化</b></p> <p><u>府及び市は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第4節 企業防災の推進</b></p> <p><b>2 市及び府</b></p> <p>市及び府は、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等とも協力し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行うほか、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。</p> <p><u>また、市は、商工会・商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続</u></p>	<p>視点③ 国・府計画に整合</p> <p>視点③ 国・府計画に整合</p>

池田市地域防災計画 新旧対照表 〈令和元年度修正〉

現 行	修 正	備 考																																														
<p style="text-align: center;"><b>第3編 自然災害応急対策</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 動員配備計画</b></p> <p>1 配備計画（池田市災害対策用組織編成名簿参照） （略）</p> <table border="1" data-bbox="91 563 974 1018"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">配備時期</th> <th rowspan="2">参集要員</th> </tr> <tr> <th></th> <th>風水害</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒準備体制</td> <td></td> <td>気象注意報が発表された以降、必要と判断されるとき</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1号配備</td> <td></td> <td>市長が必要と認めたとき</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2号配備</td> <td></td> <td>災害対策本部が設置されたとき</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;"><b>第4節 災害情報収集伝達・警戒活動</b></p> <p>（略）</p> <p>2 大阪管区気象台が発表する気象予警報 市は、大阪管区気象台と大阪府から府内に発表される気象情報を収集、把握し状況に応じた警戒体制をとる。 (1) 気象注意報・警報・特別警報 大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報等を発表し注意を喚起し、警戒を促す。その</p>	区分	配備時期			参集要員		風水害		警戒準備体制		気象注意報が発表された以降、必要と判断されるとき			1号配備		市長が必要と認めたとき			2号配備		災害対策本部が設置されたとき			<p style="text-align: center;"><b>第3編 自然災害応急対策</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 動員配備計画</b></p> <p>1 配備計画（池田市災害対策用組織編成名簿参照） （略）</p> <table border="1" data-bbox="1032 576 1937 1018"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">配備時期</th> <th rowspan="2">参集要員</th> </tr> <tr> <th></th> <th>風水害</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒準備体制</td> <td></td> <td>警戒レベル2が発表された以降、必要と判断されるとき</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1号配備</td> <td></td> <td>市長が必要と認めたとき</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2号配備</td> <td></td> <td>災害対策本部が設置されたとき</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;"><b>第4節 災害情報収集伝達・警戒活動</b></p> <p>（略）</p> <p>2 大阪管区気象台が発表する気象予警報 市は、大阪管区気象台と大阪府から府内に発表される気象情報を収集、把握し状況に応じた警戒体制をとる。〔資料図5-3〕 (1) 気象注意報・警報・特別警報 大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報等を発表し注意を喚起し、警戒を促す。その</p>	区分	配備時期			参集要員		風水害		警戒準備体制		警戒レベル2が発表された以降、必要と判断されるとき			1号配備		市長が必要と認めたとき			2号配備		災害対策本部が設置されたとき			<p>合</p> <p>視点① 国計画に整合</p> <p>視点① 国・府計画に整合</p>
区分		配備時期				参集要員																																										
		風水害																																														
警戒準備体制		気象注意報が発表された以降、必要と判断されるとき																																														
1号配備		市長が必要と認めたとき																																														
2号配備		災害対策本部が設置されたとき																																														
区分	配備時期			参集要員																																												
		風水害																																														
警戒準備体制		警戒レベル2が発表された以降、必要と判断されるとき																																														
1号配備		市長が必要と認めたとき																																														
2号配備		災害対策本部が設置されたとき																																														

池田市地域防災計画 新旧対照表 〈令和元年度修正〉

現 行	修 正	備 考
<p>際、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。</p> <p>(略)</p> <p>オ 緊急地震速報</p> <p>気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（下表参照））に対して緊急地震速報（警報）を発表する。</p> <p>なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第5節 災害広報</b></p> <p>(記載なし)</p> <p style="text-align: center;"><b>第9節 医療救護活動</b></p> <p>医療関係機関と連携のもと、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じて迅速かつ適切な医療（「助産」を含む。以下同じ。）活動を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p><u>際、参考となる警戒レベルも附すとともに、</u>早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。</p> <p>(略)</p> <p>オ 緊急地震速報</p> <p>気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（下表参照））に対して緊急地震速報（警報）を発表する。<u>また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。</u></p> <p>なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。</p> <p><u>緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第5節 災害広報</b></p> <p><b>8 「災害モード宣言」との連携</b></p> <p><u>府内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っている場合に、府が「災害モード宣言」を行う場合がある。市は、府の「災害モード宣言」が行われた場合、市民や事業者が学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えが図れるよう災害情報の周知・徹底に努める。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第9節 医療救護活動</b></p> <p>医療関係機関と連携のもと、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じて迅速かつ適切な医療（「助産」を含む。以下同じ。）活動を実施する。<u>また、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）に対して適宜助言及び支援を求める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>視点④ 府の計画に整合</p> <p>視点③ 国・府の計画に整合</p>

池田市地域防災計画 新旧対照表 〈令和元年度修正〉

現 行	修 正	備 考
<p style="text-align: center;"><b>第 10 節 避難誘導</b></p> <p><b>2 避難勧告等</b></p> <p>(1) <b>避難勧告等の基準</b></p> <p>避難勧告等については「避難勧告等に関するガイドライン」(平成29年1月)に則り、河川特性等を考慮し同ガイドラインを踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成に努める。</p> <p>また、近年の都市型豪雨や大型台風等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、ガイドライン及びマニュアルの改訂に努める。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 10 節 避難誘導</b></p> <p><b>2 避難勧告等</b></p> <p>(1) <b>避難勧告等の基準</b></p> <p>避難勧告等については「避難勧告等に関するガイドライン」(平成31年3月)に則り、市内の河川や地形特性を踏まえた「池田市 避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を整備する。</p> <p>また、避難勧告等の意思決定においては、そのタイミング等の判断を適切にするため、「池田市風水害タイムライン」を整備し活用する。</p> <p>(略)</p>	<p>視点⑥ 市の新規事業</p>

池田市地域防災計画 新旧対照表 (令和元年度修正)

現 行		修 正				備 考
3 避難勧告等の意味合い		3 避難勧告等の意味合い				視点① 国府の計画に 整合
	<p>発令時の状況</p> <p>住民に求める行動</p>	警戒 レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民に促す情報	住民自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)	
避難準備・高齢者等避難開始	<p>・災害発生の可能性が予想される状況</p> <p>・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難等を開始する。</p> <p>・その他の人は立退き避難等の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する。</p> <p>・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ立退き避難等を開始する。</p>	警戒 レベル1	<p>・防災気象情報等の「最新情報」に注意するなど、災害への心構えを始める</p>	<p>早期注意情報(警報級の可能性) (気象庁が発表)</p>		
避難勧告	<p>・避難行動を開始しなければならない段階であり、予想される災害が、指定された避難所等への立退き避難が必要となる程度の場合</p> <p>・予想される災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難等を実施する。</p> <p>・指定避難所や指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。</p>	警戒 レベル2	<p>・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。</p>	<p>大雨注意報・洪水注意報 (気象庁が発表)</p>	<p>・氾濫注意情報</p> <p>・洪水警報の危険度分布(注意)</p> <p>・土砂災害に関するメッセージ情報(注意)</p>	
避難指示(緊急)	<p>・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況</p> <p>・堤防の隣接地、斜面の直下等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況</p> <p>・人的被害が発生した状況</p>	警戒 レベル3	<p>高齢者等避難</p> <p>・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</p> <p>・その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</p> <p>・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は、立退き避難する。</p>	<p>避難準備、高齢者等避難開始 (市が発令)</p>	<p>・氾濫警戒情報</p> <p>・洪水警報</p> <p>・洪水警報の危険度分布(警戒)</p> <p>・大雨警報(土砂災害)</p> <p>・土砂災害に関するメッセージ情報(警戒)</p>	
<p>※住民に対して避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告及び避難指示(緊急)を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。</p>						

池田市地域防災計画 新旧対照表 (令和元年度修正)

現 行	修 正			備 考	
<p>(略)</p>	<p>警戒 レベル4</p>	<p>全員避難 ○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。  ＜市から避難指示（緊急）が発令された場合＞ ○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となり、緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 ・避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。</p>	<p>避難勧告、避難指示（緊急） （市が発令）</p>	<p>・氾濫危険情報 ・洪水警報の危険度分布（非常に危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険） ・土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）※1</p>	
	<p>警戒 レベル5</p>	<p>災害発生・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。</p>	<p>災害発生情報 （市が発令）</p>	<p>・氾濫発生情報 ・（大雨特別警報（浸水害））※2 ・（大雨特別警報（土砂災害））※2</p>	
<p>注1 市は、住民に対して避難勧告等が発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。 注2 市が発令する避難勧告等は、市が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令しないことがある。 注3 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）、府が提供する土砂災害危険</p>					



池田市地域防災計画 新旧対照表 〈令和元年度修正〉

現 行	修 正	備 考
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 1 節 保健衛生活動</b></p> <p>(略)</p> <p><b>3 被災者の健康維持活動</b></p> <p>高齢者・障がい者担当者等と連携のもと、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療へつなぐ等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。<u>また、活動の実施にあたっては、要配慮者への十分な配慮を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 7 節 廃棄物の処理</b></p> <p><b>3 災害廃棄物等処理</b></p> <p>(1) 初期対応</p> <p>ア 災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量を把握する。</p> <p>イ 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間使用可能な仮置場を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルート の確保を図る。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 2 1 節 保健衛生活動</b></p> <p>(略)</p> <p><b>3 被災者の健康維持活動</b></p> <p>高齢者・障がい者担当者等と連携のもと、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療へつなぐ等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。<u>特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 7 節 廃棄物の処理</b></p> <p><b>3 災害廃棄物等処理</b></p> <p>(1) 初期対応</p> <p>ア 災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量を把握する。</p> <p>イ 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間使用可能な仮置場を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルート の確保を図る。</p> <p><u>ウ 市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>視点③ 国・府計画に整合</p> <p>視点③ 国・府計画に整合</p>

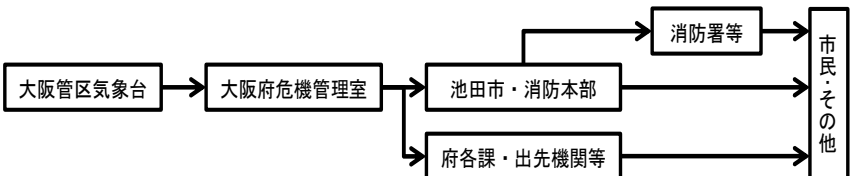
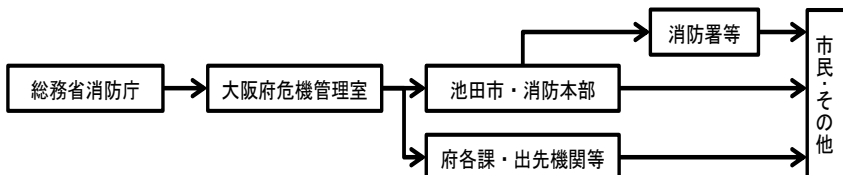
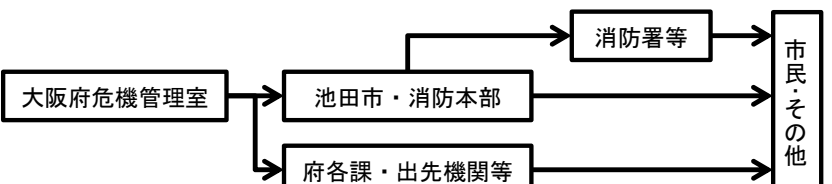
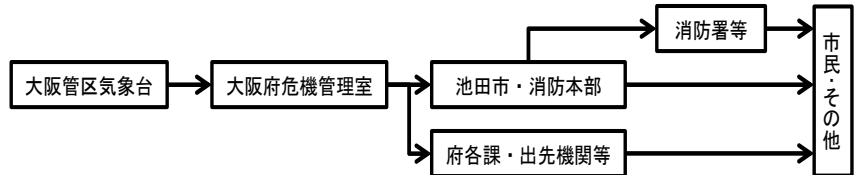
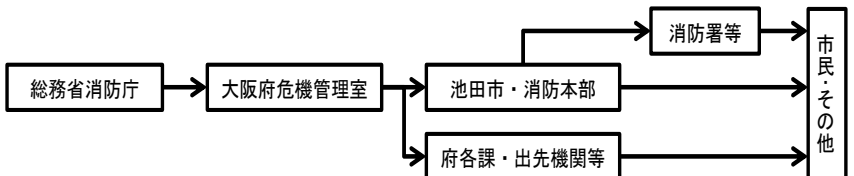
池田市地域防災計画 新旧対照表 〈令和元年度修正〉

現 行	修 正	備 考
<p style="text-align: center;"><b>第29節 自発的支援の受入れ</b></p> <p><b>1 ボランティアの受入れ</b> 市、池田市社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部池田市地区、その他ボランティア活動推進機関は、相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。</p> <p>(1) <b>受入れ窓口の開設</b> 池田市社会福祉協議会及び日本赤十字社大阪府支部池田市地区と連携し、ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口を開設する。</p> <p>(2) <b>活動拠点の提供</b> <u>ボランティア活動に必要な場所、ボランティア関係団体への情報の提供に努める。</u> (略)</p> <p>なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。 (略)</p> <p><b>付編2 「<u>南海トラフ地震に関する情報</u>」が発表された場合の</b></p> <p style="text-align: center;"><b>当面の対応</b></p> <p><u>中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告（平成29年9月）を踏まえ、政府として、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合に実施する新たな防災対応を定める予定となった。</u></p> <p><u>新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとし、当該情報が発表された場合の政府の対応が示された。</u></p> <p><u>この政府の対応を受けて、池田市の組織体制や情報伝達体制等の対応については、以下によるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第29節 自発的支援の受入れ</b></p> <p><b>1 ボランティアの受入れ</b> 市、池田市社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部池田市地区、<b>NPO・ボランティア等</b>その他ボランティア活動推進機関は、相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。</p> <p>(1) <b>受入れ窓口の開設</b> 池田市社会福祉協議会及び日本赤十字社大阪府支部池田市地区と連携し、ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口を開設する。</p> <p>(2) <b>活動基盤の整備</b> <u>ボランティアの生活環境に配慮するとともに、情報を共有する場を設置する。</u> (略)</p> <p>とともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。 (略)</p> <p><b>付編2 <u>南海トラフ地震に関する臨時情報発表時の防災対応</u></b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 南海トラフ地震臨時情報について</b></p> <p><u>気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。</u></p> <p><b>1 <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u></b> <u>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表</u></p>	<p>視点③ 国・府計画に整合</p> <p>視点② 国・府計画に整合</p>

池田市地域防災計画 新旧対照表 (令和元年度修正)

現 行		修 正	備 考						
<table border="1"> <tr> <th>情報名</th> <th>情報発表条件</th> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震に関連する情報（臨時）</td> <td> <p>○南海トラフ沿いで異常な現象（※1）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</p> <p>○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合</p> <p>○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合</p> </td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震に関連する情報（定例）</td> <td>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合</td> </tr> </table>	情報名	情報発表条件	南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	<p>○南海トラフ沿いで異常な現象（※1）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</p> <p>○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合</p> <p>○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合</p>	南海トラフ地震に関連する情報（定例）	○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合		<p><b>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</b>  <u>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に発表</u></p> <p><b>3 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）</b>  <u>上記1、2のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 防災対応について</b></p> <p><u>市をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方に基づき防災対応を行うとともに、住民等へ周知する。</u></p> <p><b>1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合</b>  <u>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、以下の警戒措置等を行う。</u></p> <p>(1) <u>後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における、地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保</u></p> <p>(2) <u>日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）</u></p> <p>(3) <u>行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検</u></p> <p><b>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合</b>  <u>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間、若しくは南海トラフ沿いの</u></p>	
情報名	情報発表条件								
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	<p>○南海トラフ沿いで異常な現象（※1）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</p> <p>○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合</p> <p>○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合</p>								
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合								
<p style="text-align: center;"><b>第1節 「南海トラフ地震に関連する情報」</b></p> <p><u>新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。（気象庁が発表する当該情報は以下のとおりで、平成29年11月1日から運用開始。）</u></p> <p><b>1 「南海トラフ地震に関連する情報」</b>  <u>気象庁は、以下の場合、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。このため、南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価するにあたって、有識者から助言を得るために、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する。</u></p> <p>※1: <u>南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定</u>  <u>なお、本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 「南海トラフ地震に関連する情報」発表時の措置</b></p>									

池田市地域防災計画 新旧対照表 <令和元年度修正>

現 行	修 正	備 考
<p>防災関係機関は、「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された際の情報収集・連絡体制の整備や、住民への広報、所管する防災上重要な施設等がある場合には必要に応じ、これらの点検、大規模地震発生後の災害応急対応の確認など、地震と地震発生に伴う津波への備えを徹底するものとする。</p> <p>(1) 伝達情報及び系統</p> <p>ア 南海トラフ地震に関連する情報（臨時・定例）</p>  <p>イ 関係省庁災害警戒会議の情報</p>  <p>※ 関係省庁災害警戒会議：関係省庁の職員が参集し、関係省庁による今後の取組確認及び内閣府による国民への呼びかけを実施</p> <p>ウ 大阪府防災・危機管理司令部会議の情報</p>  <p>(2) 伝達事項</p>	<p>想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、以下の措置等を行う。</p> <p>(1) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）</p> <p>(2) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検</p> <p><b>第3 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について</b></p> <p><b>1 伝達情報及び系統</b></p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）</p> <p>-</p>  <p>(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達系統</p> <p>-</p>  <p><b>2 伝達事項</b></p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容</p> <p>(2) 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容</p>	

池田市地域防災計画 新旧対照表 <令和元年度修正>

現 行	修 正	備 考
<p><u>ア 南海トラフ地震に関連する情報（臨時・定例）</u></p> <p><u>第1章第1による気象庁が発表する情報</u></p> <p><u>イ 関係省庁災害警戒会議の情報関係省庁災害警戒会議の開催結果の情報</u></p> <p><u>ウ 大阪府防災・危機管理指令部会議の情報</u></p> <p><u>府が南海トラフ沿いの大規模な地震発生に備え、今後の対応を検討した情報</u></p> <p><b>2 警戒態勢の準備</b></p> <p><u>防災関係機関は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始、または調査を継続している旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）が発表された場合、その後の調査の結果に伴う「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）の発表に備えて、必要な体制等の準備を行う。</u></p> <p><u>市は、国・府からの情報収集、関係機関等への情報伝達、留意事項の周知を行う。</u></p> <p><b>3 警戒態勢の確立</b></p> <p><u>防災関係機関は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）の発表があった場合、可能性がなくなった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）が発せられるまでの間、警戒活動を行う。</u></p> <p><u>市は、府の設置する「大阪府防災・危機管理指令部」と連携をとるため、「池田市防災・危機管理指令部」を設置し、連絡体制を確保する。</u></p> <p><u>市は、池田市防災・危機管理指令部による会議を開催し、政府による関係省庁災害警戒会議の結果及び大阪府防災・危機管理指令部による会議結果を受けて、今後の対応を検討するとともに、大規模地震発生後の災害応急対応の確認、防災上重要な施設及び必要な資器材等の準備、点検を行い、地震と地震発生に伴う津波への備えを徹底する。</u></p> <p><u>市は、府と連携して地震と地震発生に伴う津波への備えについて、住民</u></p>		

池田市地域防災計画 新旧対照表 <令和元年度修正>

現 行	修 正	備 考
<p><u>等に対して再確認を目的とした呼びかけや混乱防止のための広報を行うとともに、必要な処置を講じる。</u></p> <p>※ <u>池田市防災・危機管理指令部</u>  <u>指 令 部 長 副市長（市長公室担当）</u>  <u>副指令部長 市長公室長</u>  <u>指 令 部 員 総合政策部長、総務部長、市民生活部長、環境部長、福祉部長、子ども・健康部長、都市建設部長、議会事務局長、消防長、上下水道部長、管理部長、教育部長、病院事務局長</u></p>		